

マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始等のご案内

本年10月から、マイナンバーカードの健康保険証としての利用及びマイナポータルを利用した特定健診結果等の閲覧が開始されました。

また、医療機関や薬局による特定健診結果等の閲覧及び新旧医療保険者間での特定健診結果の情報提供も併せて開始されました。

これら特定健診結果の閲覧等を行うためには、医療保険者からオンライン資格確認システムへの健診結果の登録が必要であり、当組合では健診を受診された翌々月までに登録いたしますこととお知らせします。ただし、契約健診機関等からの健診結果の提供時期により遅れる場合もございますのでご理解の程お願い申し上げます。

なお、契約健診機関以外で健診を受診された場合は、健診機関から当組合へ健診結果の提供がなされませんので、疾病予防補助金のご申請等により、当組合へ健診結果をご提供くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 開始時期

- ・令和3年10月から

1. 当組合によるオンライン資格確認システムへの特定健診結果の登録時期

- ・健診受診月の翌々月以降

(健診結果の提供を受ける時期により遅れる場合があります)

※マイナンバーカードの健康保険証としての利用及び医療機関や薬局による特定健診結果の閲覧は、オンライン資格確認システムを導入済みの医療機関と薬局に限ります。

<お問い合わせ先>

大阪薬業健康保険組合 健康管理課 TEL：06-6941-6352
神戸支部 TEL：078-221-6100
京都支部 TEL：075-801-2905